

納期限 12月25日(木)  
固定資産税 第3期 国民健康保険税(普通徴収) 第6期  
介護保険料(普通徴収) 第6期 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第6期

夜間納税窓口 12月18日(木)・19日(金)  
17時30分～20時 市役所1階税制収納課 問 ☎9111

17時30分～20時 市役所1階税制収納課 問 ☎9111

税制収納課 問 ☎9111

募集

ペンギンクリスマス撮影会

宮島水族館では特別イベント「ペンギンクリスマス撮影会」を開催します。サンタクロースの姿に扮した飼育員や、飾りつけされたツリーなど、クリスマスらしい雰囲気の中で、ペンギンと一緒に記念撮影ができるイベントです。宮島水族館で、クリスマスシーズンの楽しいひと時をお過ごしください。  
●平日 11時30分～12時、14時～14時30分  
●土・日・祝日 10時45分～11時15分、14時15分～14時45分  
ところ 宮島水族館1階ふれあい広場  
※参加無料(入館料で参加可)  
※撮影用のカメラなどは持参してください

さくらびあイベント

●第8回みんなの童謡歌唱フェスティバルinさくらびあ  
わらべ歌からポピュラー曲まで「親子で歌い継ごう日本の歌」をテーマに予選を勝ち抜いたグループが歌声を披露します。  
さくらびあ ☎0111



※3歳未満入場不可。チケット発売中

Merry Winter BIG BAND!

ジャズピアニスト杉山ルミ子さん率いるはつかいちJAZZオーケストラ・チェリーブロッサム21のコンサートです。雰囲気たつぷりのジャズ、話題に

納期限 12月25日(木)

固定資産税 第3期 国民健康保険税(普通徴収) 第6期  
介護保険料(普通徴収) 第6期 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第6期

説教源氏節人形芝居「眺楽座」

朝顔日記「鷹婿入りの段」  
原地区に伝わる伝統芸能。独特の語り、三味線に合わせた「でこ」と呼ばれる人形を操る人形芝居です。華やかな舞台転換「八反返し」も披露します。  
とき 平成27年1月25日(日) 13時30分開演(13時開場)  
ところ さくらびあ小ホール  
入場 全席指定、一般500円 小中高300円

第8回さいき文化ホール紅白歌合戦

さいき文化センター ☎0336  
さいき文化ホール紅白歌合戦の出場者を募集します。気軽に楽しく参加できるよう、今年から審査員によるグランプリなどの賞は設けず、「会場賞」と紅白の勝敗を会場の皆さんの投票によって決定します。  
のど自慢の人はもちろん、パフォーマンスで表現したい人、グループの記念などに、ステージを盛り上げてくれる人の参加をお待ちしています。  
とき 2月22日(日)10時30分開演予定

第16代宮島観光親善大使募集

宮島観光協会 ☎2011  
世界文化遺産の地宮島の観光宣伝・行催事への参加、歓迎式典などで活躍する親善大使を募集します。  
募集人数 3人  
任期 平成27年3月～2年間の行催事に参加できる人  
応募資格 次の①～③すべてに該当する人  
①平成27年4月2日現在で満18歳以上の人、②宮島観光協会におおむね1時間以内で到着できる人、③2年間で1人約50回の行催事に参加できる人  
応募方法 宮島観光協会にある申込用紙(宮島観光協会ホームページからダウンロード可)に記入の上、最近3カ月以内の写真(全身と上半身手札判)を2枚貼り、次へ直接または郵送で。  
〒73910505 廿日市市宮島町1162番地18  
宮島観光協会事務局  
審査方法 書類選考後、平成27年1月25日(日)に面接選考会を行います(該当者に直接連絡)。  
応募期間 12月1日(月)～26日(金)

第6次廿日市市総合計画基本構想(素案)の意見募集

経営政策課 ☎9120  
平成28年度から10年間のまちづくりの指針となる、第6次総合計画を策定しています。このたび、基本構想の素案がまとまりましたので、内容をお知らせするとともに、市民の皆さんの意見を募集します。  
基本構想素案の閲覧および意見記入様式の配布場所  
・市役所4階経営政策課、2階行政情報資料室、各支所地域づくりグループ(土・日曜日、祝日を除く)  
・市ホームページ  
※素案の閲覧および様式の配布は12月19日(金)から  
意見を提出できる人  
・市内に在住・在勤・在学する人  
・市内に事務所・事業所を持つ個人・法人・団体  
・その他廿日市市のまちづくりに関心のある個人・法人・団体  
提出方法 意見記入様式に記入し、①郵送、②ファクス、③電子メール、④市役所4階経営政策課へ持参のいずれかの方法で。  
※提出された意見とその意見に対する市の考え方は、後日市ホームページで公表します  
※個々の意見に対する個別の回答は行いません  
※氏名などの必要事項が記入されていない意見は受け付けできません  
提出締切 1月19日(月)

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高齢介護課 ☎9155  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

放課後児童支援員の募集

児童課 ☎9153  
業務内容 放課後、留守家庭児童会で児童を対象とした生活指導など  
勤務場所 市内16カ所の児童会のいずれか  
勤務時間 月曜日～金曜日(木曜日除く) 13時30分～18時15分  
▼木曜日 13時15分～18時15分  
▼土曜日・長期休業中 8時30分～18時15分の間の5時間(週29時間)  
採用期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日  
報酬 月額13万4400円  
募集人数 約5人  
選考方法 (一次審査)書類選考、(二次審査)個別面接  
応募資格 教諭、保育士、幼稚園教諭など  
応募方法 市役所1階児童課へ履歴書(市販)と作文(テーマは「志望の動機」・400文字詰め原稿用紙1枚)を持参または郵送で。郵送の場合は宛名の横に「放課後児童支援員応募」と明記。  
〒73818501(住所不要)廿日市市役所児童課  
応募締切 12月24日(水)17時(必着)

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

健康・福祉

高額医療・高額介護合算制度  
世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の1年間(毎年8月から7月まで)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各制度から高額療養費などの支給があれば、その支給された額は除く)を合計した額が、決められた限度額(表1)を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。  
ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給対象となりません。  
また、次の負担は合算の対象となりません。  
・福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分  
・施設サービスなどの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費  
・入院時の食事代や差額ベッド

自己負担限度額(表1)
Table with 4 columns: 所得区分, 後期高齢者医療+介護保険, 被用者保険または国民健康保険+介護保険 (70~74歳), 被用者保険または国民健康保険+介護保険 (70歳未満)

所得区分(表2)
Table with 2 columns: 所得区分, 70歳以上で医療機関での自己負担が「3割」となっている場合, 70歳未満で世帯員全員の合計所得金額が600万円を超える場合, 世帯の中に市民税を課税されている人がいる場合, 世帯員全員が市民税非課税の場合, 世帯員全員が市民税非課税で、世帯員全員の所得が一定以下(年金収入80万円以下など)の場合